

春日部市内保育施設等の災害時における臨時休園等のガイドライン (避難情報発令時等における臨時休園の基準)

1 対象

春日部市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）

2 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定する。

3 ガイドラインの留意点

本ガイドラインについて、次の事項に留意すること。

- ・本ガイドラインは災害時の基本的な対応の方向性を示すものであり、各保育所等がより詳細な計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し職員間で共有することを基本とする。また、平常時から災害時の対応について保護者と共有することも重要である。
- ・災害時の対応については、厚生労働省通知（平成28年9月9日雇児総発0909第2号）に基づく「非常災害対策計画」を備えるとともに定期的に内容を検証し、職員間で共有すること。また、毎月の避難訓練や備蓄計画等にも反映させ、平常時から非常事態に備えること。
- ・災害時から平常時への移行に際して、事業継続計画（BCP）を策定しておくことも有効である。

4 基本的な対応方針

保育所等については、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として開所となる。ただし、特に発災中は人命第一に適切に対応すること。また、風水害は天気予報等により事前に予測しやすい側面があり、災害対応についても各保育所等の環境や立地条件等によって異なることから、春日部市から発令された警戒レベルに応じた臨時休園や保育の縮小などの対応をあらかじめ保護者と合意形成を図り、各保育所等で決定すること。

5 臨時休園の基準及び対応

災害時における臨時休園等の基準について、下記のとおり定める。

(詳細は別表参照)

《風水害時の警戒レベルに応じた基準等》

警戒レベル	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
保育所等対応	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
開園時間前	臨時休園		
	【保育所等の対応】 ・保護者へ連絡する。 (安全が確保される場合に限り、必要な方の保育を検討)		
開園時間中	児童降園後に臨時休園		
	【保育所等の対応】 ・保護者に速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。 ・原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ児童を速やかに避難させる。ただし、保育施設内が安全と判断した場合は、当該施設にて保護者の迎えを待つ。		

- ※1 上記基準は、警戒レベルが発令された地区に所在する保育所等を対象とした基準である。
- ※2 上記基準によらず、総合的な判断により保育所等の登園自粛要請や臨時休園等を決定することがある。
- ※3 上記の基準のほか、施設として個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に市と対応を協議すること。
- ※4 警戒レベルは、下記14「参考資料」に掲載の図表を参照すること。
- ※5 警戒レベル3（高齢者等避難）は、災害の兆候が生じる前にも発令されることもあるため、保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすいことから、入園時の説明会等で保護者と災害時の対応について合意形成を図ること。
- ※6 警戒レベルは、春日部市が発令します。防災情報としてニュース等から発信される「警戒レベル〇相当」とは異なりますのでご注意ください。

《地震に伴う臨時休園の基準等》

震 度 保育所等対応	震度 5 弱以上の地震
開 園 時 間 前	臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開する。
	【臨時休園する場合の保育所等の対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び周辺の被害状況を確認する。 ・市へ報告する。 ・保護者へ連絡する。
開 園 時 間 中	児童降園後に臨時休園 ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開する。
	【臨時休園する場合の保育所等の対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び周辺の被害状況を確認する。 ・安全な場所に児童を誘導する。 ・安全な保育が困難と判断される場合には、保護者に速やかなお迎えを依頼する。

6 送迎時、避難時の注意点

- ・保護者のお迎えや児童等の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってから対応すること。
- ・保護者が児童等を引き取りに来た際に、危険が伴うと判断した場合は、保護者、児童等とも保育所等に留まること。(特に土砂災害や浸水が想定されるケースにおいては、各保育所等で作成している避難計画に基づき対応することとし、無理な引き渡しは行わないこと。)
- ・原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ児童を速やかに避難させるが、他の避難所や保育施設内が安全と判断した場合は、その場所に児童を避難させること。
- ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する連絡」を行うこと。
- ・すべての児童等の避難又は引き渡し完了後に臨時休園とすること。

7 臨時休園時の連絡方法

（市→保育所等）

- ・市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された地区の保育所等の臨時休園を判断し、保育所等へ連絡する。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合には、保育所等は、「防災行政無線」からの避難情報や本ガイドラインに基づき、臨時休園を判断し市へ連絡する。

（保育所等→保護者）

- ・保育所等は、保護者へ臨時休園等をメール等で連絡する。
- ・必要に応じて、施設の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

8 気象情報発表時における施設長、設置者の臨時休園判断

施設長又は設置者は、災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況等を確認し、今後予測される気象状況を鑑み、安全な保育運営に支障をきたす恐れがある場合は、市と協議した上で保育の縮小や臨時休園等の措置を行うことを可能とする。

この場合の連絡方法は、上記7「臨時休園時の連絡方法」と同様とする。

9 災害等による大きな被害が春日部市で発生した場合

春日部市災害対策本部等関係機関の指示に従うとともに、随時状況に応じた対応を行う。

10 保育所等の再開の基準・対応

避難情報が解除された場合や、災害発生時には、次の事項等を確認するとともに、安全等が確保できれば保育所等を再開する。

（確認事項）

- ・施設や周辺的安全確保
- ・ライフラインの状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

（再開の流れ）

- ・避難情報が解除されたときは、市は、本ガイドラインに基づき、保育所等に施設の再開を連絡する。
- ・各施設長又は設置者は、市から避難情報が解除された旨の連絡を受けた場合、速やかに上記確認事項を確認する。安全に保育できる状況を確認後、保育所等を開園し、市に報告する。
- ・保育所等は、保護者へ保育所等の再開をメール等で連絡する。

1.1 代替保育

市は、臨時休園を判断した際には、保護者全員が災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する世帯の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、公立保育所において代替保育の実施に努める。

1.2 保護者への事前周知

本ガイドラインは、市ホームページに公表するとともに、入園説明会等において、事前に保護者に周知し理解を得るものとする。

1.3 その他

- ・本ガイドラインは、今後の災害発生状況を注視し、随時修正・更新していくものとする。
- ・保育所等においては、各種法令や指針等に基づき、災害時に備え、施設・設備の安全を確保するとともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者や関係機関との連絡体制や、引き渡し方法等に関する確認等に努めること。

1.4 参考資料

- ・春日部市地域防災計画（市ホームページ）

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/bosaitaisakuka/gvomuannai/5/1/5981.html>

- ・春日部市ハザードマップ（市ホームページ）

https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin_anzen/bosai/hazardmap/index.html

《国が定める「避難行動」の指標》

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
<p>高</p> <p>警戒レベル 5</p> <p>命の危険 直ちに安全確保!</p>	<p>既に災害が発生・切迫している状況です。</p> <p>命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。</p>	<p>緊急安全確保 (市町村が発令)</p> <p>※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。</p>
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
<p>警戒レベル <b>4</b></p> <p>危険な場所から <b>全員避難</b></p>	<p>災害が発生する危険が高まっています。</p> <p><b>速やかに危険な場所から避難先へ避難</b>しましょう。</p>	<p><b>避難指示</b> (市町村が発令)</p> <p>※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。</p>
<p>警戒レベル <b>3</b></p> <p>危険な場所から <b>高齢者等は避難</b></p>	<p><b>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者</b>は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。</p>	<p><b>高齢者等避難</b> (市町村が発令)</p>
<p>警戒レベル <b>2</b></p>	<p>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの<b>避難行動を確認</b>しましょう。</p>	<p><b>洪水注意報 大雨注意報等</b> (気象庁が発表)</p>
<p>警戒レベル <b>1</b></p> <p><b>低</b></p>	<p>災害への心構えを高めましょう。</p>	<p><b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)</p>

※政府広報オンラインより抜粋